

マンションの長期修繕計画作成に係る 費用の一部を横浜市が補助します！

メニュー

1. 長期修繕計画の作成等

修繕費不足で工事ができないと、
資産価値の下落や住環境の悪化を
招きます。長期修繕計画をきちんと作成・
見直しましょう。

NEW!

2. 省エネ改修を含む 長期修繕計画の作成

例えば省エネ改修により断熱性能が上がると、
光熱費の削減や健康にも効果あり。住みやすさ
や環境配慮のため、長期修繕計画に省エネ改修
を盛り込みましょう。【令和7年度新規事業】

補助対象の管理組合の条件

- ・ 総会が年1回以上開催されている
- ・ 管理規約がある
- ・ 長期修繕計画を作成していない又は、作成から15年以上見直しをしていない

- ・ 「横浜市管理計画認定制度」を認定済、または認定申請の総会決議済み
- ・ 下記いずれかの省エネ改修を次回の大規模修繕工事までに行うことを盛り込んだ長期修繕計画を作成する
 - ✓ 屋上断熱及び外壁断熱、窓の断熱改修（外窓改修（カバー工法）、真空ガラス等への交換）
 - ✓ その他共用部分の設備（昇降機や集会室等の設備など）高効率化
 - ✓ 太陽光発電設備の設置
 - ✓ 蓄電池設備の設置

<共通の条件>

- ・ 長期修繕計画の作成又は見直しが、総会で決議されている管理組合
- ・ 事前に横浜市の「マンション登録制度」に登録している管理組合

補助対象経費

- ①長期修繕計画作成に向けて行う劣化調査診断に要する委託費用
【対象：住宅本体・防水・給排水・電気機械設備・金属配線等の調査】
- ②長期修繕計画作成に要する委託費用
※①と②をそれぞれ1回ずつ申請可能

- ③長期修繕計画作成に要する委託費用

補助額

上限20万円、費用の1/2まで

※令和7年度予算の上限に達し次第、募集を終了します。

横浜市 長期修繕計画作成促進モデル事業

検索

問合せ先：横浜市建築局住宅再生課

電話 045-671-2954 FAX 045-641-2756 Eメール kc-jutakusaisei@city.yokohama.jp



注 意 事 項

- 表面の補助対象の＜共通の条件＞の詳細
 - ✓ 長期修繕計画の作成又は見直しを実施すること及びその経費について当該マンションの管理規約に基づき適切に意思決定がされている
 - ✓ 事前に横浜市マンション登録制度要綱に基づくマンション登録を済ませている
- **本市から補助金の交付決定後に、補助事業の実施に係る事業者と契約を締結し、事業に着手してください。**
- 本補助制度の対象事業は、当該年度の1月末日までに完了し、同日までに事業の実績報告書を提出する必要があります。
- 劣化調査診断委託と長期修繕計画作成委託を同時に行うか別々に行うかによって申請内容が異なります。詳しくは、横浜市建築局住宅再生課にお問合せください。
- 詳細は横浜市ホームページをご確認ください。

横浜市 長期修繕計画作成促進モデル事業 **検索**

手 続 き の 流 れ



【関連事業】 専門家への相談も可能です！（マンション専門家派遣事業）

- 長期修繕計画の作り方や見直しの進め方について、横浜市に登録されているマンション専門家からアドバイスが受けられます。
- その他、役員のなり手不足や管理規約の見直し、大規模修繕の進め方、省エネ改修などのご相談についてもアドバイスが受けられます。
- 詳細は横浜市ホームページをご確認いただくか、マンション専門家派遣事業の事務局までお問合せください。

横浜市 マンション専門家派遣事業

検索

マンション専門家派遣事業のお問合せ先

横浜市住宅供給公社（事務局委託先）
電話 045-451-7740 FAX 045-451-7789
Eメール mansion-adviser@yokohama-kousya.or.jp

※補助金に関するお問合せは、
横浜市建築局住宅再生課（表面）にご連絡ください。



マンション長期修繕計画作成促進モデル事業 申請書類チェックシート

確認欄 ☒	申請書類
☐	① <u>補助金交付申請書（第1号様式）</u>
☐	② <u>補助金の交付申請及び補助事業の実施に関する証書（第2号様式）及び総会議事録</u> →管理組合での意思決定に係る書類
☐	③ <u>マンション管理組合の管理規約</u> →管理規約の写し
☐	④ <u>マンションの案内図、配置図等</u> →地図などに申請敷地を示したもの
☐	⑤ <u>補助対象経費の項目・内容が把握できる書類の写し</u> →項目や内容が確認できる見積書
☐	⑥ <u>マンションの検査済証又は確認済証の写し</u> →建築確認申請台帳記載証明でも可
☐	⑦ <u>委任状</u> →管理組合以外の代理者が申請する場合は提出が必要
☐	⑧ <u>補助対象経費算出根拠資料</u> →併設用途がある場合は提出が必要

※ 本補助金の申請書類は横浜市のホームページからダウンロードできます。

横浜市 長期修繕計画作成促進モデル事業 **検索**